

平成29年度の実施状況【代表施策】

○耐震改修促進法の円滑な運用を図るとともに、住宅・建築物の耐震診断・改修等に係る所有者の経済的負担の軽減及び耐震化に関する更なる情報提供を図ることにより、**平成32年の耐震化率95%の目標達成に向け耐震化を促進。**

実施状況

- 耐震改修促進法で耐震診断が義務づけられた要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断結果を順次公表中（平成29年8月1日時点で、44府県公表済み）
- 地方公共団体が戸別訪問を行い積極的な意識啓発を行う場合、住宅耐震改修補助額の加算（30万円／戸）や防災拠点となる建築物の耐震改修に係る補助対象限度額の拡充（建築設備を併せて改修する場合：6,500円／㎡加算等）などの措置を実施

耐震改修促進法の円滑な運用

○耐震化促進のための規制的な措置等

耐震診断の義務付け・結果の公表

耐震診断の実施と結果の報告を義務付け、所管行政庁において結果の公表を行う。

【要緊急安全確認大規模建築物】

- ・不特定多数の者、及び避難弱者等が利用する建築物のうち大規模なもの等

【要安全確認計画記載建築物】

- ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・庁舎、避難所等の防災拠点建築物

経済的負担の軽減

○住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等について、地方公共団体と連携し、財政的支援を行う。

○耐震対策緊急促進事業（補助金）

耐震診断の義務付け対象となる建築物に対し、通常の助成に加え、重点的・緊急的に支援を行う（平成30年度末まで）。

（例）耐震診断、補強設計への支援
住宅・建築物安全ストック形成事業

国	地方	事業者	国	補助金	地方	事業者
交付金						
1/3	1/3	1/3	1/2		1/3~1/2	1/6~0

耐震対策緊急促進事業により
国費率を1/2まで拡充

（国費1/2=交付金1/3+補助金1/6）

耐震化に関する更なる情報提供

○パンフレットの作成・配布等

所管行政庁等への配布や耐震改修支援センターのホームページに掲載。



◇現状と目標

住宅の耐震化の状況	住宅の耐震化の状況	平成32年における目標	平成37年における目標
H20 約79%	H25 約82%	目標(H32) 95%	目標(H37) おおむね解消
多数の者が利用する建築物の耐震化の状況	多数の者が利用する建築物の耐震化の状況	平成32年における目標 目標(H32) 95%	※耐震基準（昭和56年基準） が求める耐震性を有しない 住宅ストックの比率
H20 約80%	H25 約85%		

巨大災害時に発生する災害廃棄物の港湾を活用した広域処理にあたって生じる課題を整理し、それらの課題に対応するための連携体制の構築を進める。

<実施状況>

- 平成29年7月に発生した九州北部豪雨においては、災害廃棄物処理の一環として、地方整備局の海洋環境整備船を使用した海域の流木回収・処理を実施。(流木2,111本、あし類770m³:平成29年7月28日時点)
- 災害廃棄物の処理が可能なりサイクル関連企業等が集積しているリサイクルポートを活用するため、廃棄物運搬事業者やリサイクル関連事業者等で構成されるリサイクルポート推進協議会等と連携し、港湾を活用した災害廃棄物の広域処理のための各者の体制や役割分担に関する検討を進めているところ。(平成29年度中にとりまとめ予定)

災害廃棄物の広域処理における港湾の活用方法

災害時における災害廃棄物発生量

- 港湾での災害廃棄物の仮置き
- 船舶を活用した広域輸送の実施
- 海面処分場での災害廃棄物の受入れ

災害名	災害廃棄物発生量
阪神・淡路大震災(H7.1)	約1,500万トン
東日本大震災(H23.3)	約3,100万トン(津波堆積物1,100万トンを含む)
熊本地震(H28.4)	約289万トン
首都直下地震	約6,500万～1億1,000万トン(推計値)
南海トラフ巨大地震	約2億7,000万～3億2,000万トン(推計値)

- 阪神淡路大震災(H7.1)、東日本大震災(H23.3)、熊本地震(H28.4)での事例等を踏まえ、巨大災害における災害廃棄物の港湾を活用した広域処理にあたっての課題を整理。
- 関係省庁及び関係民間団体等の関係者と協力し、整理した課題の対策、対策の実効性を向上させるために必要となる関係者の体制及び役割分担等について検討。



ストックヤードでの災害廃棄物の集積・保管



船舶を活用した災害廃棄物の大量輸送



海面処分場における災害廃棄物の最終処分